## 金融商品取引法における特定投資家への移行手続の「期限日」について

当社では、金融商品取引法第 34 条の 3 に定める特定投資家への移行手続における期限日 (同条第 2 項第 2 号)を下記の通りとさせて頂いております。

期限日 : 毎年12月31日

金融商品取引法上の特定投資家制度の下では、お客様は、「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」(以下「一般投資家」といいます。)という 2 つの投資家区分に区分されますが、お客様からのお申出に対し所定の手続を経て当社が承諾をした場合には、「特定投資家」のお客様については「一般投資家」への移行が、「一般投資家」のお客様については「特定投資家」への移行が、それぞれ、契約の種類ごとに認められる場合があります。

上記のうち、「一般投資家」のお客様がある契約の種類について「特定投資家」への移行手続 (あるいは当該移行の更新手続)をなされた場合、当該移行(あるいは当該更新手続後の移行)の有効期間の末日は、当社が当該移行(あるいは当該更新)を承諾した日後最初に到来する「期限日」となります。かかる「期限日」後も引き続き当該契約の種類について「特定投資家」としてのお取扱いをご希望される場合は、当社所定の手続に従い更新をお申出くださいますようお願いいたします。更新のお申出がないまま上記「期限日」を経過しますと、当該契約の種類につき上記移行前の「一般投資家」としてのお取扱いに戻ります。

金融商品取引業者が「特定投資家」に区分されたお客様との間で取引をする場合には、金融商品取引業者に課される広告等規制、契約締結前書面交付義務などの行為規制の一部の適用が除外されます。

